

<p>12. 苦情処理措置・紛争 解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03 - 3913 - 1158）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置…東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
<p>13. その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 ・ 満期日が休日に該当した場合（自動継続・自動解約扱いは除く）、翌営業日を満期日とさせていただきます。 ・ 自動継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨をお申し出ください。 ・ 自動継続を停止した場合、最長預入期限以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 通帳・証書のお取扱いができます。 ・ 総合口座のお取扱いはできません。 ・ A T Mではお取扱いできません。
<p>14. 預金保険の付保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本 1,000 万円までとのお利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとのお利息が保護されます）